

平成30年5月30日

放送大学学園
理 事 会 御 中
評 議 員 会 御 中

放送大学学園

監 事 石 井 尚 子



平成29会計年度放送大学学園監事監査報告書

私立学校法（昭和24年法律第270号）第37条第3項及び放送大学学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第16条の規定に基づき、業務及び財産の状況等会計について定期監査を実施した結果、下記のとおり認められる。

記

1 監査結果の概要

（1）監査の方法と概要

監事は、放送大学学園監事監査要綱及び予め定められた監査計画に従い、理事会その他重要な会議に出席するほか、役職員から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本学園本部及び12学習センターについて業務及び財産の状況を調査した。

また、会計帳簿等の調査を行うとともに、寄附行為第30条第2項に基づき、財産目録、財務諸表及び業務報告書について検討を加えた。

（2）監査の結果

① 業務の監査結果

放送大学学園における大学の運営、放送の実施、施設設備の整備及び広報活動等の業務については、本学園の設置目的に沿い、法令その他の定め及び予算に従って、適正に執行されていることを認める。なお、業務報告書は、本学園の状況を正しく示しているものと認める。

② 会計の監査結果

財産目録及び財務諸表は、会計帳簿の記載と一致しており、法令及び放送大学学園会計基準に準拠し、本学園の財産及び損益の状況を正しく表示しているものと認める。

2 是正又は改善を要する事項 特になし

以 上